

## 第 4 号議案

亀岡市こども医療費助成条例の一部  
を改正する条例の制定について

亀岡市こども医療費助成条例（平成 5 年亀岡市条例第 2 8 号）の  
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

亀岡市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市こども医療費助成条例（平成 5 年亀岡市条例第 2 8 号）の  
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加  
える。

第 5 条第 2 項中「（ただし、6 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日  
から 1 5 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの間にある者が入  
院外に係る医療を受ける場合は除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、  
なお従前の例による。

亀岡市子ども医療費助成条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 子ども医療費助成制度について、保護者の保険医療機関等における窓口での負担を軽減するとともに、医療費助成の利便性の向上を図るため、1箇月1医療機関で3千円を超えた場合、小学生又は中学生の通院に係る医療費助成の給付の方法を償還払いから現物給付に変更すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成27年9月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によること。